

## 国土交通部門会議平成24年度税制改正重点要望

平成23年10月14日  
国土交通部門会議  
座長 松崎哲久  
税制担当主査 小泉俊明

平成24年度税制改正に当たって、国土交通部門会議として以下の点について重点的に要望する。

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保等  
内需の柱となる住宅投資を促進するとともに、若年世代の所得水準が低迷する中で住宅取得に係る負担を増加させることのないよう、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置・相続時精算課税制度の特例措置の延長・拡充を図ること。また、土地取引の活性化・土地の有効利用を促進するため、土地・住宅に係る不動産取得税の軽減措置の延長を図ること。
  2. 災害に強い都市・地域の形成  
先般の震災を教訓とし、都市・地域における防災を強化するため、復興まちづくり計画に基づく鉄道線路の移設に係る不動産取得税・固定資産税の特例措置を創設するとともに、街区防災計画に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設を図ること。
  3. 地域公共交通の維持・活性化  
地域経済や交通弱者の移動を支える地域の足を守るため、JR三島特例・承継特例の延長等、国内線航空機に係る固定資産税の延長、新たなペリアフリー促進税制の創設を図ること。なお、航空券連帯税の導入については、昨年と同様、強く反対する。
  4. 船舶、鉄道、建設機械等の動力用軽油に係る軽油引取税の免税措置の延長・恒久化を図ること。
  5. 成長戦略  
我が国海外航海道の国際競争力を維持・強化し、我が国経済安全保障を確実なものとするため、トン数標準税制の範囲の拡充、外航船員に係る個人住民税の課税の見直し等の外航海運税制の整備や、国際バルク戦略港湾の推進のための荷さばき施設に係る固定資産税の軽減措置の創設を図ること。また、新関西国際空港(株)等、成田国際空港(株)に係る準備金制度、固定資産税等の特例措置を整備・延長すること。
  6. 地域経済の活性化  
厳しい状況にある地域経済を守り抜くため、内航船、トラック等に係る中小企業投資促進税制の延長、観光立国推進のためのホテル旅館に係る固定資産評価の早期の見直しを図ること。また、我が国の産業の空洞化防止にも資する長期保有土地等の事業用資産を買換える場合の課税繰延を認める買換特例の延長を図ること。
  7. 低炭素・循環型社会  
持続可能な循環型社会の形成のため、認定省エネ住宅の促進のための特例措置の創設を図るとともに、モーダルシフトを促進するJR貨物の鉄道車両、鉄道施設等に係る固定資産税の軽減措置の延長を図ること。
  8. 自動車の車体課税  
自動車の車体課税については、エコカー減税等環境対応車に係る特例措置の延長、先進安全自動車及びペリアフリー車両に係る特例措置の創設を盛り込みつつ、車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等を見直しを確実に図ること。
- 今後、消費税率の見直しを行う際には、地域経済や国民生活に影響が大きい住宅、公共交通、宿泊サービス分野について、軽減税率の導入その他の負担軽減措置を確実に講じるとともに、消費税と重複課税となっている自動車取得税、印紙税その他不動産流通課税の抜本的見直しを確実に図ること。